



2020年2月28日

各位

会社名 ソフトマックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 永里義夫
(コード番号：3671 東証マザーズ)
問合せ先 常務取締役管理本部担当 濱平耕一
(TEL. 099-226-1222)

(訂正)「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、2020年2月7日に公表いたしました「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」について、一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所には下線を付して表示しております。

記

1. 訂正の理由

「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」の提出後、記載内容の一部に誤りがあることが判明いたしましたので、これを訂正いたします。

2. 訂正の内容

(訂正前)

1. 本制度の導入目的等

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、2006年3月20日開催の第32期定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額200百万円以内にご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、上記の報酬枠とは別枠で、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

(訂正後)

1. 本制度の導入目的等

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、2006年3月30日開催の第33期定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額200百万円以内にご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、上記の報酬枠とは別枠で、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

以上